

重要・保存版**台風や地震に対する非常措置についてのお知らせ 改訂版**

本校においては、台風等により「京都市」(テレビ・ラジオでは、「京都南部」または、「京都・亀岡」地域と報道される場合があります)に「特別警報(大雨, 暴風など6種類)」または「暴風警報」が発令された場合、また京都市において「震度5弱以上の地震」があった場合には、下記のような措置をとりますので、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道に十分注意してください。

記

1 特別警報について

- (1) 登校前に発令された場合は、「特別警報」が解除されるまでは命を守る行動をとることを最優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置をとります。

| 特別警報 解除の時刻等 | 措 置(登校時刻等) | 給食の有無 |
|--------------------|----------------|-------|
| 深夜0時までに解除になった場合 | 5校時(12:55)から始業 | 無 |
| 深夜0時現在, 特別警報発令中の場合 | 臨 時 休 業 | 無 |

- (3) 在校中に発令された場合は、気象状況・帰宅に要する時間・通学路の状況・家庭状況などに十分配慮し、帰宅させるかを決定します。

2 暴風警報について

- (1) 登校前に発令された場合は、「暴風警報」が解除されるまでは登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

| 暴風警報 解除時刻 | 措 置(登校時刻等) | 給食の有無 |
|-------------------|----------------|-------|
| 午前7時までに解除になった場合 | 平常授業(8:25始業) | 有 |
| 午前9時までに解除になった場合 | 3校時(10:25)から始業 | 有 |
| 午前11時までに解除になった場合 | 5校時(12:55)から始業 | 無 |
| 午前11時現在, 警報発令中の場合 | 臨 時 休 業 | 無 |

- (3) 在校中に発令された場合は、気象状況・帰宅に要する時間・通学路の状況・家庭状況などに十分配慮し、帰宅させるかを決定します。

3 震度5弱以上の地震発生について**(1) 登校前に発生した場合**

京都市内において震度5弱以上の地震が発生した場合は、下記の通り臨時休業とします。

- ・下校後、深夜0時までに発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校までに発生した場合は、当日を臨時休業にします。
- ・休業日、休業前日に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、ホームページやPTAメール配信により、授業等を実施する旨の連絡をします。

(2) 在校中に発生した場合

- ・安全の確認・帰宅に要する時間・通学路の状況・家庭状況などに十分配慮し、帰宅させるかを決定します。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いいたします。